

平成30年第13回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年12月5日(水)午後2時 玉名市民会館 第二会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

13番 小川 信孝

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推7 増本 龍雄

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
第62号 農地法第4条の規定による許可申請について
第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
第64号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第30号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第31号 農地の形状変更届について
第32号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、今日の御出席の方、全員揃われておりますので、ただいまから総会を始めたいと思います。

本日は、農業委員総数19名のうち、13番の小川委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、推進委員番号7番の増本委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、平成30年第13回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。

師走に入りましたけれども、非常に何と申しますか暮らすには非常にいい按配ですけれども、農作物あたりにはいろいろ影響が出てきているようでございます。しかし、この暑さもここ二、三日うちには何か急に冷えるような予報が出ております。何とかこういった農作物に対する不作の変動とかいろいろ出ているようでございませぬけれども、何とか乗り越えて、良い按配に持っていきたいと思っております。

今日もお二人の欠席届けがございましたけれども、ほとんど全員お一人ずつの欠席で、あと100%近い出席ということでございます。

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録の署名委員は、12番の中島委員と14番高田委員をお願いいたします。（

それでは、恒例ではございますけれども、発言の際には委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども議事に移ります。

議第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案1ページをお願いいたします。

議第61号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、築地の申請人で、山田の畑607㎡外7筆、計5,027㎡を子へ贈与するものです。

2番、滑石の申請人で、滑石の畑46㎡外7筆、計3,498㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の再設定をするものです。

2ページをお願いいたします。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田6,620㎡を農業者年金受給のため使用貸借権の設定をするものです。報告第30号3番と関連がございます。

4番、岱明町と北牟田の申請人で、北牟田の田1,935㎡外1筆、計2,884㎡を譲渡人が経営する法人へ贈与するものです。

5番、青野の申請人で、伊倉北方の畑36㎡外2筆、計2,315㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、兵庫県高砂市と向津留の申請人で、玉名の畑253㎡を相手方の労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、上小田の申請人で、上小田の田1,770㎡外2筆、計3,012㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第30号34番と関連がございます。

3ページをお願いします。

8番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町古閑の田87㎡外7筆、計6,289㎡を贈与するものです。報告第30号32番と関連がございます。

9番、中と岱明町の申請人で、岱明町上の畑996㎡外2筆、計1,688㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、岱明町の申請人で、岱明町下前原の畑710㎡を次の11番と耕作便利のため交換するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町下前原の畑756㎡を先の10番と耕作便利のため交換するものです。

4ページをお願いします。

12番、岱明町の申請人で、岱明町古閑の畑786㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

13番、岱明町の申請人で、岱明町中土の田1,023㎡外3筆、計3,836㎡

を労力不足と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。

14番、和水町と岱明町の申請人で、岱明町大野下の畑371㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

15番、横島町と熊本市の申請人で、横島町横島の田1,573㎡を労力不足と小作地取得のため売買するものです。

16番、天水町の申請人で、天水町野部田の畑231㎡外1筆、計6,663㎡を子へ贈与するものです。報告第30号22番と関連がございます。

5ページをお願いします。

17番、天水町の申請人で、天水町小天の田1,364㎡外1筆、計1,920㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

18番、滑石と天水町の申請人で、滑石の畑204㎡外1筆、計295㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

19番、合志市、熊本市と天水町の申請人で、天水町立花の畑1,017㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。

以上19件、合計の49,512㎡につきまして、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関連も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番より順次委員の説明をお願いいたします。

1番からお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件は、親子関係で、お父さんから息子さんへ贈与ということで、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件2、申請人、使用貸人と借人は親子関係であり、農業者年金の受給のためです。許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番、お願いします。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本です。3番の案件について説明いたします。

農業者年金受給に伴う賃貸でございまして、2人は夫婦でございまして、嫁さんのほうに貸し付けるということで、何ら問題ないと判断いたしました。

どうか御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、4番、お願ひします。

○4番（竹下宏介君） 4番、竹下です。4番の案件について御説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、譲受人は法人で養豚業を手広くされており、下限面積も充たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、5番、お願ひいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。5番の案件について説明いたします。

譲受人、譲渡人は親子で、経営拡張のため、譲渡人は労力不足のためということで、許可相当と判断します。

6番の案件について説明いたします。

6番も譲受人、譲渡人は経営拡張、また労力不足のためということで、これも許可相当と判断いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、7番、お願ひいたします。

○8番（船津和利君） はい、7番について御報告いたします。8番の船津です。

譲渡人は労力不足と、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も充たしており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、8番、お願ひいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。8番について説明いたします。

今回提出されている農地の所有権移転の申請理由ですが、贈与ということであり、

譲渡人は熊本在住で管理不足ということで、譲受人に贈与されたものであります。

2人は親戚関係でありますので、何ら問題ないと思います。

それから9番ですが、譲渡人は労力不足、そして譲受人は経営拡張ということであります。譲受人は、家族で牧場の経営にあたられており、今回の畑は牧草として利用することでありました。何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、10番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。10番と11番を説明します。

この10番も11番も譲渡人、譲受人の親たちが亡くなられておりますけど、何年も前から話があつてまとまらんで、今度ようやくまとまって交換ができるようになったと大変喜んでおられましたので、耕作便利で本当に良かったということですから、何も問題もなく許可相当と思いました。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、12番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 12番、中島です。12番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、そして下限面積も問題ないと思えます。続きまして13番を説明します。

貸人は労力不足で借人は経営拡張、こちらも何ら問題ないものと思えます。御検討のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、14番、申し上げます。

○推13番（徳井勝美君） 14番の件について、推進委員の13番、徳井です。説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、これまた問題なく許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、申し上げます。

○15番（吉田孝壽君） 15番の吉田です。申請人は横島ですが、譲受人はこの土地の方です。横島の人が労力不足で譲受人は小作地取得です。問題ないと思えますので、許可をよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、お願いいたします。

○推17番（中山一久君） 推進委員17番の中山です。16番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子への贈与です。何も問題なく許可相当と思えます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、17番、お願いいたします。

○推19番（平野秀正君） 推進委員19番、平野です。17番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、下限面積を充たしておりまして、何ら問題ないと思われま。審議のほうをよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、18番、お願ひいたします。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。18番の案件について説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思われま。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、19番、お願ひいたします。

○推18番（坂本 修君） 18番、推進委員の坂本です。

19番、譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、各委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。1番から19番まで、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第61号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第61号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第62号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願ひいたします。

議第62号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中尾の田1,204㎡外1筆、計1,685㎡で、転用目的が共同住宅での申請です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が横島町の田488㎡で、転用目的が太陽光発電施設での申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横島町の田342㎡で、転用目的が農家住宅での申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請者の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能です。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が天水町の田173㎡外1筆、計1,267㎡で、転用目的が事業用の自動車保管場所での申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上4件、合計3,782㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は共同住宅で家賃収入を得て、自身の老後生活に備えての申請で、場所は築山小学校の南東100mぐらいのところですが、北と西側を道路が通り、東と南側は水田です。周りをL型擁壁のコンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防ぐそうです。道路の高さより少し高いくらいに盛土をするそうで、建物は鉄骨造りの2階建て8世帯1棟と駐車場20台分だそうです。給排水は西側の市道内の公共の上下水道と接続して利用するそうです。雨水は駐車場中央部に支点勾配をとり、集水桝を設置して西側市道横の河川に接続放流だそうです。それと周りの農地の地主にも了承済みで、都市計画区域内ということで現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。2番の案件につきまして御説明いたします。

本件につきましては、横島町横島の岩井口、これが所在地になっております。転用目的につきましては、太陽光発電の設備でございます。容量が29.7kw、田の面積が488㎡ということですので。自宅のすぐそばでもございますし、農用地の区域外ということで、現地を確認いたしましたけれども、別段雨水に関しても浸水、あるいは、その周辺の側溝に排水をされるということで、何ら問題ないというふうに感じました。御審議の方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○15番（吉田孝壽君） 15番の吉田です。3番の案件について説明いたします。

申請人は天水町ですけれども、横島町の田ですが342㎡を申請されております。その中の99.09㎡を農家住宅にしたいということで申請されております。

この土地の選定理由については、今年の3月の申請地について、農振除外についてを行い先月除外されております。農振除外申請を行う前に用途区域の変更の申出を行い、現在、申請地に農業用施設を、現在倉庫も造ってありますが、建設されております。

この方は現在アパートに住んでおられまして、親子6名で生活されておりますが、子どもが大きくなって家が狭くなったので、この申請地域に農地がありますので、そこに拠点をしたいということで、もちろん認定農家であります。この建設については、雨水の処理方法については、南側に排水路が通っておりますので、そこに放流するという事と、生活排水等については、集落排水事業に参加して、そこに放流するという事とでございます。周りの用水とか土留めについてはブロックで設置をするということで、許可されても結構かなと感じがしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いいたします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。4番の案件について説明します。

申請地は、有明消防組合天水分署より150m北側にあります。申請人は自動車整備、板金工業を営む修理対象車両の保管場所が必要であり、車両保管場所として利用する。転用面積は1,267㎡で、1筆は南側道路より同等程度1.5m盛土造成、指定車両置場とする。被害防除計画は、L型擁壁を設置して土砂の流出を防止する。もう1筆は北側道路と同じ程度であるので、そのものの地形を利用して車両置場とする。給排水計画は、給水は不要、雨水は地下浸透、生活雑排水、汚水は生

じない。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。1番から4番まで、皆さん何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第62号、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第62号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第63号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第63号は、受付番号1番と4番に始末書が提出されておりますので、担当委員説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページをお願いいたします。

議第63号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1号の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田265㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田237㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の田35㎡外2筆、計1,532㎡で、転用目的は、建売住宅及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が大浜町の田794㎡の内403㎡で、転用目的は農業用施設です。申請地は農用地区域内の農地ですが、農振法第8条第4項の規定する農地利用計画において指定された用途に供するため許可は可能となっております。

5番、申請物件が大倉の畑498㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほ

かに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が下の畑114㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10ページをお願いいたします。

7番、申請物件が玉名の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

8番、申請物件が岱明町野口の田543㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が天水町部田見の田500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町部田見の田1,570㎡で、転用目的は事業用車両置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11ページをお願いいたします。

11番、申請物件が天水町立花の田884㎡で、転用目的は事務所、車庫及び駐車場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張で拡張にかかる敷地が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限って例外的に許可は可能です。

以上11件、合計7,046㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番につきましては、委員の説明の前に始末書を事務局のほうから朗読してください。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番、どうぞお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明します。

場所は、鮮ど市場のちょっと南側にあたります。地目は田、転用目的は個人住宅建設のため。

現在、玉名市玉名の賃貸住宅に居住しているが、将来、親の介護の必要性などを考慮し、玉名市内に住宅建築地を探しており、今回の建築地を見つけた。事業面積は265㎡、延べ床面積は126.56㎡、木造2階建てです。給排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道に排出、雨水は東側道路側側溝へ排出、西側の境界にはブロックで土砂の流出を防ぐと、建築地の南、北、西は住宅地で、現地調査の結果、何ら問題なく保険については許可相当と判断します。審議のほうよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続けて2番、お願いします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は建設業で、建売の住宅1戸分の申請です。場所はダイレックス玉名店の北側100mぐらいのところ、南側を市道が通りほかは宅地です。造成は特になく、境はブロックで囲むそうで、建物は木造2階建て、給排水は南側市道内の公共上下水道を接続して利用するそうです。雨水は市道側溝へ接続放流です。現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件について説明いたします。

申請人は宅地建物取引業で、建売住宅4戸分と取付道路を建設するための申請です。場所は糠峯団地の西で、蛇ヶ谷公園と築山小学校の中間地点のところ、周りは東側市道との間に少しの農地があり、ほかは宅地と造成中の宅地があります。造成は周りをL型擁壁とコンクリートブロックで囲み、盛土をして行うそうで、東側市道より取付道路を申請地の中央部まで6m幅で設置するそうです。この中央部に公共の上下水道を布設し、これを利用するそうです。それから、下水は現在造成中の宅地内に公共の下水道管を埋設してもらい、これを利用するそうです。雨水は取付道路の側溝を利用して、これを北側の宅地との間の水路に接続して放流するそうです。建物は木造平屋建て99.78㎡と102.27㎡、それと101.67㎡、それと104.75㎡の各1棟ずつの4棟だそうです。東側農地は段上がりで、作付けには影響なく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、4番につきましては、始末書を朗読いたします。お願いします。

○参事（松倉 司君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、説明をお願いいたします。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本です。4番の案件について御説明申し上げます。

貸人と借人、これは個人と農業法人となります。この貸人もこの法人の代表ということで役員になっておられるところであります。すでに794㎡のうち391㎡は、先に許可をもらって農業用倉庫として今、使われているところでございます。どうしても今、手狭になったというところで、新たに申請を願っておられるところでございます。なにせ始末書のとおり何も農地法について理解していないところがありましてということで、お詫びを入れられたところでございます。

この法人というのも地域の集積あたりをされて、地域貢献のほうに貢献されているところでございます。今現在、所有の約半分を出荷設備のために使用されておりますけれども、大型農機とか堆肥置場、それにあとで計画として、苗の稲の育苗場をそこに建てたいということで、今度申請をされておるところでございます。

あと排水関係につきましては、雨水はこの敷地内の東側に排水路が通っておりまして、そこに流すということでございます。それと生活排水は一切ないということでございます。知らなかったとはいえやっぱり始末書を添えておられますけれども、精一杯法人化されて地域のために頑張っておられる方でございますので、どうか御容赦のほうをお願いを申し上げまして、御審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、お願いいたします。

○推6番（森川正志君） 推進委員6番、森川です。5番の案件について説明いたします。

案件は、これは個人住宅ということでありまして、果樹園地の中に住宅を建てるということで、東側に市道が通って、そこに側溝も通っています。それで建てる際に、建設する際に、被害防除として南、西、北にL型ブロックを設置して被害防除したいということでありました。それから、給水も市水が通っていて何ら問題ないと。それから生活雑排水なんかも浄化槽に流して、あとは東側の側溝に放流するというものでありました。この両者は親戚関係でありまして、何ら問題なくスムーズに行っておられたということを聞いています。

現地調査を農業委員同道行いましたが、別に問題なく許可相当と思いました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、6番をお願いいたします。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。6番について説明します。

譲受人が今、住んでいるところが、先の熊本地震で大規模半壊の認定を受けているということです。それから、また居住地が急傾斜指定地となっています。その場所がちょっと交通の便が悪くて建て替えができない状況なので、今、申請の上がっているこの農地の南側に居住地を建てるそうです。その敷地がちょっと宅地の敷地が狭いので、この農地を駐車場に、北側にあたるんですけども、この農地を駐車場、本人が行政書士をしておりますので、来客用と自分の家の駐車場にしたいということで申請がされています。場所はJ A玉名の旧梅林支所から約200mほど北側に行ったところの県道沿いの農地になっています。

給排水については、今、駐車場ということでまた汚水も発生しません。また雨水については自然浸透、余った雨については道路の側溝に流すということです。それから、被害防除については、東側と南側は宅地、北側は畑、西側は駐車場ということで、そういう状況で被害を及ぼすということはないと思われま

す。現地調査の結果、特段問題はないというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、7番、お願いいたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員番号8番、岡村でございます。よろしくお願

いします。申請人は、今、岩崎の民間アパートに住んでいる方で、個人住宅を申し込んでおられます。場所は玉名神宮の前でございます。この周りは今、3軒ぐらい個人住宅が建っているような場所でございます。そして住宅は平屋でございます。給排水は市道の通っているところに上下水が通っていますので、それに流すということ、つなぐということ、それと雨水あたりは溜め水をして、横に市道との間に側溝がありますそこに流します。周りはブロックを大体、南側だけがちょっと段差になって畑になりますので、そっちもまたブロックで積み上げるということで、土砂の流出もありませんので、よければ許可相当と思いますのでよろしくお願

いします。○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、8番、お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。8番の案件を説明します。

場所は、岱明町の大野小学校の南側になります。申請人は、現在玉名市の築地のアパートに住んでおられますが、貸人、借人は親子関係になります。借人が本件の南側の宅地に住んでおられる父親の所有の土地を借りて占用住宅を計画されたもの

です。事業面積は543㎡で2階建てを計画されています。車庫も2台分を入れる倉庫を建てるそうです。給排水計画としては市の上水道を利用し、排水施設としては、雨水は敷地内に溜め桝を設け、南側の水路に放流して、生活雑排水は市の下水道がきておりますのでそれに接続するとのことでした。被害防除計画としては、西はおばさんの宅地、南側は両親の宅地、西も住宅がありますし、北は市道になっておりますので農地はありませんので、工事期間中は周囲に迷惑をかけないように十分注意をするとのことですから、問題はなく、許可相当と思いました。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願ひいたします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。9番の案件について説明いたします。

申請地は、先ほど第4条の4番の案件の車両保管場所の土地に新築するものです。申請人は借家住まいで手狭になったので、個人住宅を新築するものです。工期は地盤強化するため工期を2期に分ける。給排水計画、給水はボーリングによる地下水を利用する。生活排水は公共下水道に接続する。雨水は溜め桝を利用して北側の側溝に排水する。被害防除計画、約1.5mの盛土造成をする。周囲はL型擁壁を設置して土砂の流出を防止する。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

10番も永田委員でしょう。お願ひします。

○17番（永田眞一君） はい。続きまして、10番の案件について説明します。

申請地は、有明消防組合天水分署より200m北側になります。申請地の隣は当社の車両置場であり、今回、車両保管場所として取得されました。15トン車7台、駐車場などにする。北側には譲渡人の住宅があり、順次解体して盛土造成工事を行い、バラスを敷いて利用する。給排水計画、車両置場であるから給排水設備は不要。雨水は地下浸透する。被害防除計画、南側の市道より2mほど盛土造成工事をする。隣への土砂流出のないように敷地から5mの勾配をつけ法面処理をする。仕上げはバラスを敷き込む。

現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、11番、お願ひいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番、農業委員、堀田です。11番の案件について説明します。

申請地は使用貸人が代表を務める衛生・清掃業の事業所の南に隣接しております。2分の1を超えないように増設。県道沿いであり、大型特殊車両の交通の利便性からここが選定されております。

申請人は現在二つの事業所を持ち、大型特殊車両8台をもう一つの事業所に駐車しておりますけれども、こちらは通学路も近く道幅が狭いので、この申請地に事務所、駐車場、車両倉庫を一体化して、事業の効率化とともに交通の安全を図るものです。境界にはL型コンクリート擁壁で土砂の流出を防ぎます。給水は隣接地の給水施設を使用、生活雑排水及び汚水は、隣接地の合併浄化槽を使用して排水路に流します。雨水も同様に排水路に流します。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から11番まで、担当委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第63号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第63号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第64号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 12ページです。

議第64号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の13ページから14ページまでの総括表、15ページから40ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

40ページのほうをお願いいたします。

今回は所有権移転が10件、41,680㎡、利用権設定が304件、904,420㎡、合計314件の946,100㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、農用地利用集積計画についての説明を行いました。これについて皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第64号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第64号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第30号、31号、32号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 41ページをお願いいたします。

報告第30号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、41ページから49ページまでの35件、合計の151,301㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

報告第31号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、高圧送電線の鉄塔建て替えに伴う工事用地として、8,957㎡の届出を受理しております。該当規定は、農地法施行規則第53条第1項第11号に該当しております。

続きまして51ページをお願いいたします。

報告第32号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。平成30年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、平成30年9月5日許可された物件2,027㎡について届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告が行われましたけれども、何か総体的に皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。事務局よりおつなぎをお願いいたします。

○次長（小山 博君） それでは、その他連絡を言います。

配付しております配付物等の紙を1枚お配りしております。今日の配付物は、「のうねん11月号」、それとですね、今回は現在の委員さん名簿をお配りしております。氏名、住所、生年月日、電話番号等ありますので、これは完全な内部資料でありますので、組織内の内部資料ということですので、取り扱い等には十分御注意ください。

それと農業委員会手帳、委員活動の記録等に御活用ください。

次に、お知らせです。農業委員会委員ブロック研修会、来週です。平成30年12月12日水曜日、13時半から15時半で、場所は菊池市文化会館、玉名市役所正面玄関に12時集合で、12時10分出発を計画しております。急きょ欠席になられる場合は、必ず事務局まで御連絡をお願いします。

次に、年間行事でおおよそ行事予定表には入れておりました農業委員会の視察研修です。日時が年明けまして来年、平成31年2月21日木曜と22日金曜日、1泊2日になります。視察先は、鹿児島県日置市農業委員会と、あと鹿児島市内のほうを予定しております。日置市農業委員会の視察を初日2月21日木曜、午後2時ということで、先方の農業委員会事務局とは日程調整をしておりますので、日置市農業委員会が初日に到着してすぐに視察という予定です。

この予定とか、もう少し詳しく行程であるとかタイムスケジュール等は、まだ今、着手したばかりですので、日程、予定表完成したところで、今の予定では2月5日総会の際には、予定表ということで皆さんにお配りして、行程表あわせて視察先であります日置市農業委員会に視察、研修の内容等も含めて、2月5日総会時にお示し、お配りする予定でありますので、どうぞよろしくをお願いします。

はい、最後です。次に、次回総会案内は、平成31年第1回農業委員会総会、平成31年1月7日14時から、次回は玉名市役所4階の第2委員会室で開催いたします。

以上、お知らせ、連絡事項でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それから一つ、今、新しい農業委員の方、制服が置いてあると思いますけれども、今現在、田上委員と小山委員が着用しておられますけれども、これは制服としていろんな研修などにも着用して今まで行っております。こういう会議とかでも着用していただいて揃っていただいて結構ですので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

それではもう一つ、8月の第1回目のこの総会の時点で、農業新聞の現在講読しておられるかなんかをお尋ねしたときに、かなり協力してこっちに申し込んでいただいております。まだお申し込みがない方は、ぜひひとつ事務局の大原のほうに申し込みをしてください。これは、全国農業新聞は、農業経営について情報という肥料を蒔く非常に情報ゆたかな農業新聞でございますので、ぜひ漏れなく協力して、協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、以上をもちまして、第13回農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時07分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年12月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 中島 浩輔

農 業 委 員 高田 優子